

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年10月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	熊本県	
3. 市区町村名	菊池市	
4. 届出番号	12	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月25日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	18	
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search-T&N_no=&KK_name=%E8%8F%8A%E6%B1%A0%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%A4%E5%A6%86%E5%8A%AD%E7%AD%80%E5%8C%8B%F7%90%82%E8%82%8B	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 菊池市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第120号)による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第120号)による医療費の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第120号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その(生活の安定)と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の(福祉を図ること)を目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、(ひとり親家庭等の)(生活の安定と福祉の向上を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第120号)